

「令和7年度 後期高齢者医療制度ガイドブック」修正箇所

ガイドブック 2ページ

① 修正前

令和7年7月中に、マイナ保険証をお持ちの方には「資格情報のお知らせ」を、
お持ちでない方には「資格確認書」をお届けする予定です。

修正後

令和7年7月中に、マイナ保険証の保有状況にかかわらず、「資格確認書」を
送付いたします。また、「資格確認書」が送付されるため「資格情報のお知らせ」は送付されません。

② 修正前

□資格確認書の申請・交付方法は？（4つの小見出し部分になります）

修正後

「資格確認書」が交付されるため、申請は必要ありません。

現在受付している、マイナンバーカードの健康保険証の利用登録の解除申請は継続して受付いたします。ご希望の方はお住まいの市(区)町村の窓口にお問い合わせください。

3ページ(ページ中央辺り)

③「資格情報のお知らせ」を「資格確認書」に読み替えてください。

12ページ

④ 入院時の食事代(入院時食事療養費・入院時生活療養費)

入院時の食事代について、令和7年4月1日より次のとおり変更されました。

所得区分 食事代は1食当たり、 居住費は1日当たり の金額		療養病床以外 〔入院時食事 療養費の支給〕	療養病床 〔入院時食事 療養費の支給〕		医療の必要性が 高い場合	
		食事代	食事代	居住費	食事代	居住費
現役並み所得者・一般		5 1 0 円※2	5 1 0 円※3	3 7 0 円	5 1 0 円※2 ※3	3 7 0 円※4
非市町 課税世帯	区分Ⅱ	2 4 0 円	2 4 0 円		2 4 0 円	
	長期入院該当	1 9 0 円			1 9 0 円	
	区分Ⅰ	1 1 0 円	1 4 0 円		1 1 0 円	
	老齢福祉年金受給者		1 1 0 円	0 円		

※1 長期入院該当の認定には、申請が必要です。申請月から過去12か月の区分Ⅱの入院日数が91日（後期高齢者医療制度に加入する前の保険分も含む。）以上となった場合、申請月の翌月から該当します。（➡18ページ）

※2 特定医療費（指定難病）受給者証をお持ちの方は300円

※3 一部医療機関では470円

※4 特定医療費（指定難病）受給者証をお持ちの方は0円